

## ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)ツインα・コース

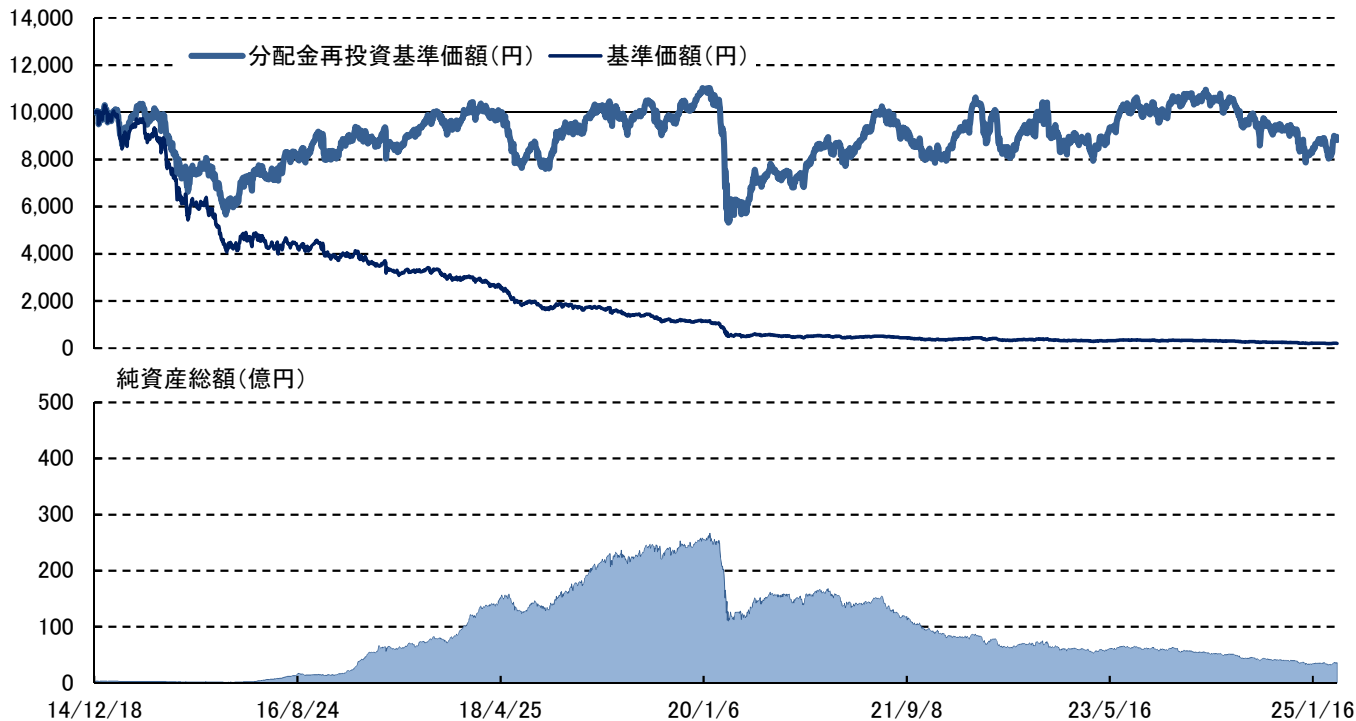
※本資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入していますので、合計の数値とは必ずしも一致しません。

運用実績および分配実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額と純資産総額の推移(設定来:日次)

※分配金再投資基準価額は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

なお、基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後です。



## 商品概要

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 設定日   | 2014年12月19日            |
| 信託期間  | 2027年4月26日まで           |
| 決算日   | 毎月25日<br>(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 年 1.463%<br>(税抜 1.33%) |
| 基準価額  | 207円                   |
| 純資産総額 | 3,554百万円               |

※投資対象とする外国投資信託証券にも別途信託報酬等がかかります。

## 期間別騰落率

|       |        |
|-------|--------|
| 過去1ヵ月 | 5.4%   |
| 過去3ヵ月 | 7.9%   |
| 過去6ヵ月 | -5.2%  |
| 過去1年  | -16.9% |
| 過去3年  | -14.7% |
| 設定来   | -11.7% |

※収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

## 分配実績(1万口当たり、税引前)

| 第111期  | 第112期  | 第113期  | 第114期 | 第115期 | 第116期 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 24年4月  | 24年5月  | 24年6月  | 24年7月 | 24年8月 | 24年9月 |
| 5円     | 5円     | 5円     | 5円    | 5円    | 5円    |
| 第117期  | 第118期  | 第119期  | 第120期 | 第121期 | 第122期 |
| 24年10月 | 24年11月 | 24年12月 | 25年1月 | 25年2月 | 25年3月 |
| 5円     | 5円     | 5円     | 5円    | 5円    | 5円    |

設定来分配金合計 8,225円

## 資産構成

| ファンド名                                                          | 比率     |
|----------------------------------------------------------------|--------|
| UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス) | 98.5%  |
| マネープールマザーファンド                                                  | 0.7%   |
| 現預金等                                                           | 0.7%   |
| 合計                                                             | 100.0% |

## 基準価額騰落率の要因分析

対象期間：2025年3月3日～2025年3月31日

| ブラジル株式要因 |         |       | 為替要因  |         | その他要因  | 合計    |
|----------|---------|-------|-------|---------|--------|-------|
| 価格変動     | オプション効果 | 配当要因  | 価格変動  | オプション効果 |        |       |
| 4.85%    | -0.12%  | 0.00% | 0.16% | 0.69%   | -0.13% | 5.45% |

※オプション効果は、プレミアム収入とオプションの評価損益の合計です。

※その他要因には、信託報酬等を含みます。

※合計は、当月の基準価額騰落率(分配金再投資)です。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&amp;Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコース

追加型投信／海外／株式

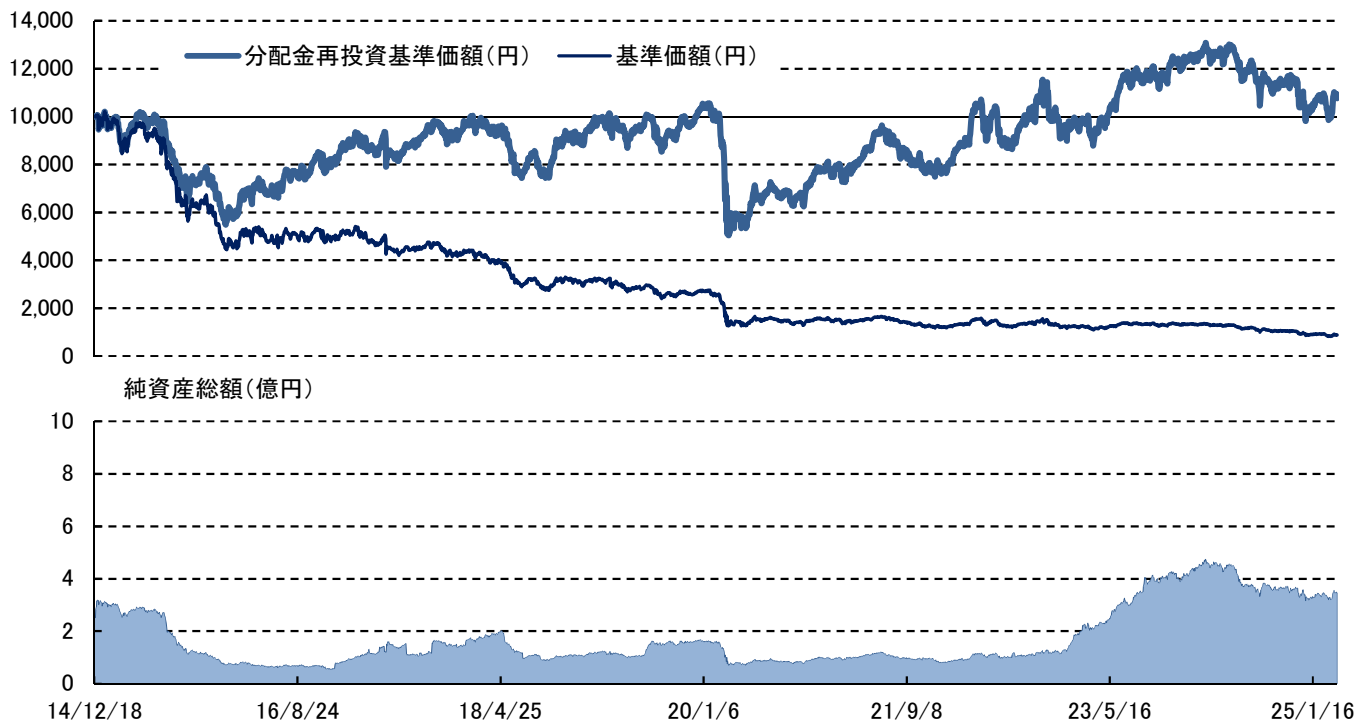
※本資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入していますので、合計の数値とは必ずしも一致しません。

運用実績および分配実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額と純資産総額の推移(設定来:日次)

※分配金再投資基準価額は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

なお、基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後です。



## 商品概要

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 設定日   | 2014年12月19日            |
| 信託期間  | 2027年4月26日まで           |
| 決算日   | 毎月25日<br>(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 年 1.463%<br>(税抜 1.33%) |
| 基準価額  | 872円                   |
| 純資産総額 | 344百万円                 |

※投資対象とする外国投資信託証券にも別途信託報酬等がかかります。

## 期間別騰落率

|       |        |
|-------|--------|
| 過去1ヵ月 | 4.8%   |
| 過去3ヵ月 | 6.0%   |
| 過去6ヵ月 | -4.0%  |
| 過去1年  | -15.1% |
| 過去3年  | 5.3%   |
| 設定来   | 7.7%   |

※収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

## 分配実績(1万口当たり、税引前)

|                 |                 |                 |                |                |                |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第111期<br>24年4月  | 第112期<br>24年5月  | 第113期<br>24年6月  | 第114期<br>24年7月 | 第115期<br>24年8月 | 第116期<br>24年9月 |
| 20円             | 20円             | 20円             | 20円            | 20円            | 20円            |
| 第117期<br>24年10月 | 第118期<br>24年11月 | 第119期<br>24年12月 | 第120期<br>25年1月 | 第121期<br>25年2月 | 第122期<br>25年3月 |
| 20円             | 20円             | 20円             | 20円            | 20円            | 20円            |

設定来分配金合計 7,685円

## 資産構成

| ファンド名                                                           | 比率     |
|-----------------------------------------------------------------|--------|
| UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・アルファ・クラス) | 98.4%  |
| マネープールマザーファンド                                                   | 0.7%   |
| 現預金等                                                            | 0.9%   |
| 合計                                                              | 100.0% |

## 基準価額騰落率の要因分析

対象期間：2025年3月3日～2025年3月31日

| ブラジル株式要因 |         |       | 為替要因  | その他要因  | 合計    |
|----------|---------|-------|-------|--------|-------|
| 価格変動     | オプション効果 | 配当要因  | 価格変動  |        |       |
| 4.86%    | -0.12%  | 0.00% | 0.17% | -0.12% | 4.79% |

※オプション効果は、プレミアム収入とオプションの評価損益の合計です。

※その他要因には、信託報酬等を含みます。

※合計は、当月の基準価額騰落率(分配金再投資)です。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&amp;Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

## 投資対象ファンドの運用概況

### 「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)」

#### 2025年3月末現在(現地基準)

投資対象ファンドの運用概況は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店)およびUBS AG ロンドン支店より入手したデータをもとに作成しております。

#### ◆ ファンドの概要

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| iシェアーズ MSCI ブラジル ETF<br>組入比率 | 100.0% |
| 配当利回り                        | 7.76%  |

※比率は、投資対象ファンドの株式ポートフォリオに対する比率です。

※配当利回りは、直近1年間の実績配当を基準日時点のETF価格で除して算出しております。

#### ◆ オプション取引

|           | ブラジル株式<br>カバードコール戦略 | 通貨<br>カバードコール戦略 <sup>(*)</sup> |
|-----------|---------------------|--------------------------------|
| カバー率      | 50.0%               | 100.0%                         |
| 行使水準      | 100.0%              | 100.7%                         |
| プレミアム(年率) | 18.9%               | 8.0%                           |

※行使水準は、基準日以前で直近に行った取引の行使水準です。

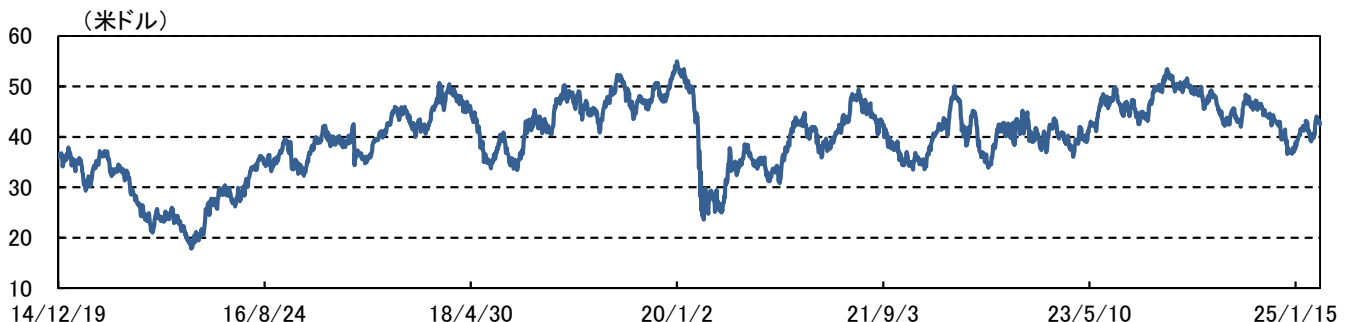
※行使期間は、原則として概ね1ヵ月です(変更する場合があります)。

※プレミアム(年率)は、純資産に対する年率調整後のオプションのプレミアム収入です。

(\*) 通貨カバードコール戦略は、ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコースの投資対象であるシングル・アルファ・クラスでは行われません。

## ご参考情報

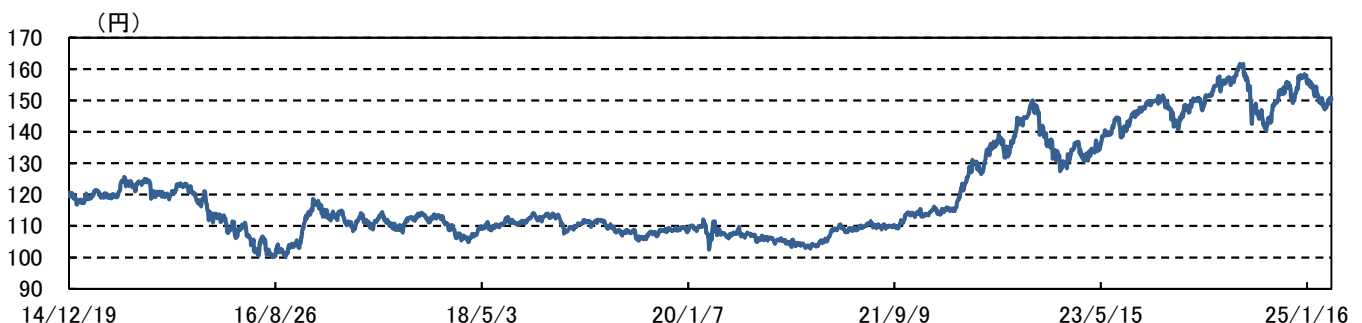
#### ◆ iシェアーズ MSCI ブラジル ETF価格(配当込み)の推移



※iシェアーズ MSCI ブラジル ETF価格(配当込み)は、米ドル建てのETF価格および配当金【出所:Bloomberg】をもとに当社が算出したものです。

※iShares®(iシェアーズ®)はブラックロックの登録商標です。ブラックロックはブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)ツインα・コースおよびブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコースについて出資、発行、保証、販売及び販売の促進をするものではありません。またブラックロックは、ブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)ツインα・コースおよびブラジル株式ツインαファンド(毎月分配型)シングルα・米ドルコースへの投資についてなんら意見を表明、あるいは保証するものではなく、ファンドにかかる業務、営業、トレーディング及び販売に関して、一切責任を負うものではありません。

#### ◆ 為替レート(米ドル/円)の推移



※為替レートは、ロンドン時間午後4時のレート(WMロイターレート)です。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドマネージャーのコメント

## 市況概況

ブラジル株式市場は上昇しました。上旬から中旬にかけては、ブラジルの1月の公的部門純債務(対GDP比)が前月の実績値および市場予想を下回ったことが好感されたことや、重要な貿易相手国である中国で個人消費促進計画が発表されたことなどから同市場は上昇しました。下旬は、米国の相互関税への警戒感の高まりや、ブラジルの2024年12月から2025年2月にかけて失業率が上昇したことなどから下落基調で推移しました。ブラジル株式ETFが参照しているMSCIブラジル25/50インデックス(配当込み)の月間騰落率は+4.7%となりました。

円・米ドル相場は若干の円安・米ドル高となりました。3月上旬は、日銀の追加利上げ観測から円長期金利が上昇したことに加え、米国の景気後退懸念や米国の利下げ期待が高まったことなどから、円高米ドル安となりました。中旬から下旬にかけては、米政府が4月2日に発動する予定の関税について、対象国や品目が限定的になるとの報道や3月の米国総合PMI(全米購買担当者景気指数)速報値が市場予想を上回ったことなどを受けて米長期金利が上昇し、円安米ドル高となりました。

## 運用概況

## 【ツインα・コース】

当月の分配金再投資後の基準価額騰落率は+5.4%となりました。月を通じて、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス)を高位に組入れ、残りの資産はマネープールマザーファンド等で運用しました。

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス)の当月のパフォーマンスは、ブラジル株式ETFの円換算後パフォーマンスを上回りました。主な要因は、通貨カバードコール戦略によるプラス寄与です。

## 【シングルα・米ドルコース】

当月の分配金再投資後の基準価額騰落率は+4.8%となりました。月を通じて、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・アルファ・クラス)を高位に組入れ、残りの資産はマネープールマザーファンド等で運用しました。

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・アルファ・クラス)の当月のパフォーマンスは、ブラジル株式ETFの円換算後パフォーマンスを下回りました。主な要因は、ブラジル株式カバードコール戦略によるマイナス寄与です。

## 今後の運用方針

## 【ツインα・コース】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(ツイン・アルファ・クラス)を通じて、ブラジル株式(ETF)の上昇益の50%程度を狙いつつ、ブラジル株式(ETF)からの配当金+ブラジル株式(ETF)の株式オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。

## 【シングルα・米ドルコース】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)(シングル・アルファ・クラス)を通じて、ブラジル株式(ETF)の上昇益の50%程度を狙いつつ、ブラジル株式(ETF)からの配当金+ブラジル株式(ETF)の株式オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。

※UBS証券株式会社より入手したコメントをもとに作成しております。

※市況概況は、当ファンド基準価額への反映を考慮して、1営業日前の情報をもとに作成しております。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

#### 1. 各ファンドでは、ブラジル株式とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を実質的に構築します。

- ◆ 米ドル建てブラジル株式上場投資信託証券(ETF)を実質的な主要投資対象とします。  
(以下、ブラジル株式(米ドル建てETF)もしくはブラジル株式(ETF)\*といいます。)

\*iシェアーズ MSCI ブラジル ETF。ブラジル株式(ETF)は主にブラジルリアル建てのブラジル株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動と為替(米ドル/ブラジルリアルレート)の変動が内在しています。

- ◆ ブラジル株式(ETF)とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を「ブラジル株式カバードコール戦略」といいます。また、米ドル(対円レート)の為替変動とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を「通貨カバードコール戦略」といいます。
- ◆ 原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

#### 2. 「ツイン $\alpha$ ・コース」と「シングル $\alpha$ ・米ドルコース」の2つのコースがあります。

- ◆ ツイン $\alpha$ ・コース  
「ブラジル株式カバードコール戦略」に加えて、「通貨カバードコール戦略」の投資成果の享受を目指します。
- ◆ シングル $\alpha$ ・米ドルコース  
「ブラジル株式カバードコール戦略」の投資成果と、円に対する米ドルの為替差益の享受を目指します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドの仕組み

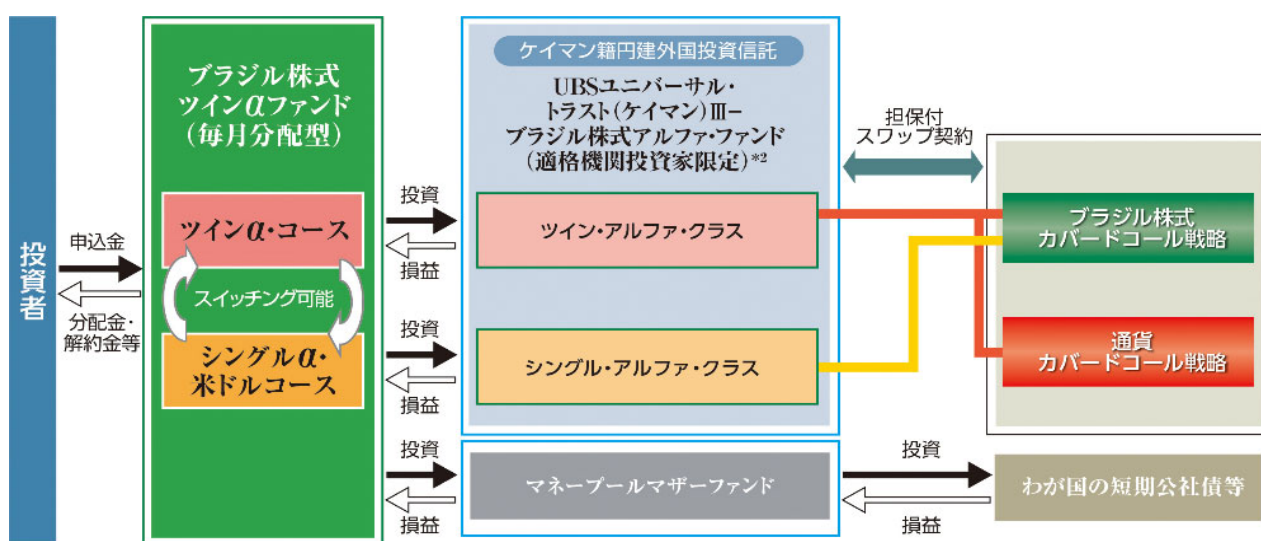
ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接ブラジル株式(米ドル建てETF)への投資やオプション取引を行わず、UBS AG ロンドン支店\*を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、各カバードコール戦略の損益に連動する投資成果を目指します。

\* UBS AG ロンドン支店は、スイスの銀行であるUBS AGの支店です。UBS AGは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

また、国内の証券投資信託であるマネープールマザーファンド受益証券への投資も行います。  
各ファンド間でスイッチングが可能です。



ブラジル株式(米ドル建てETF)および各カバードコール戦略等の運用は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド\*2が行います。

### UBSグループ

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。クレディ・スイス買収を経て、2023年第4四半期現在の投資預かり資産は5.7兆米ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置くUBSは、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

### UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

## ツインα・コースの概要

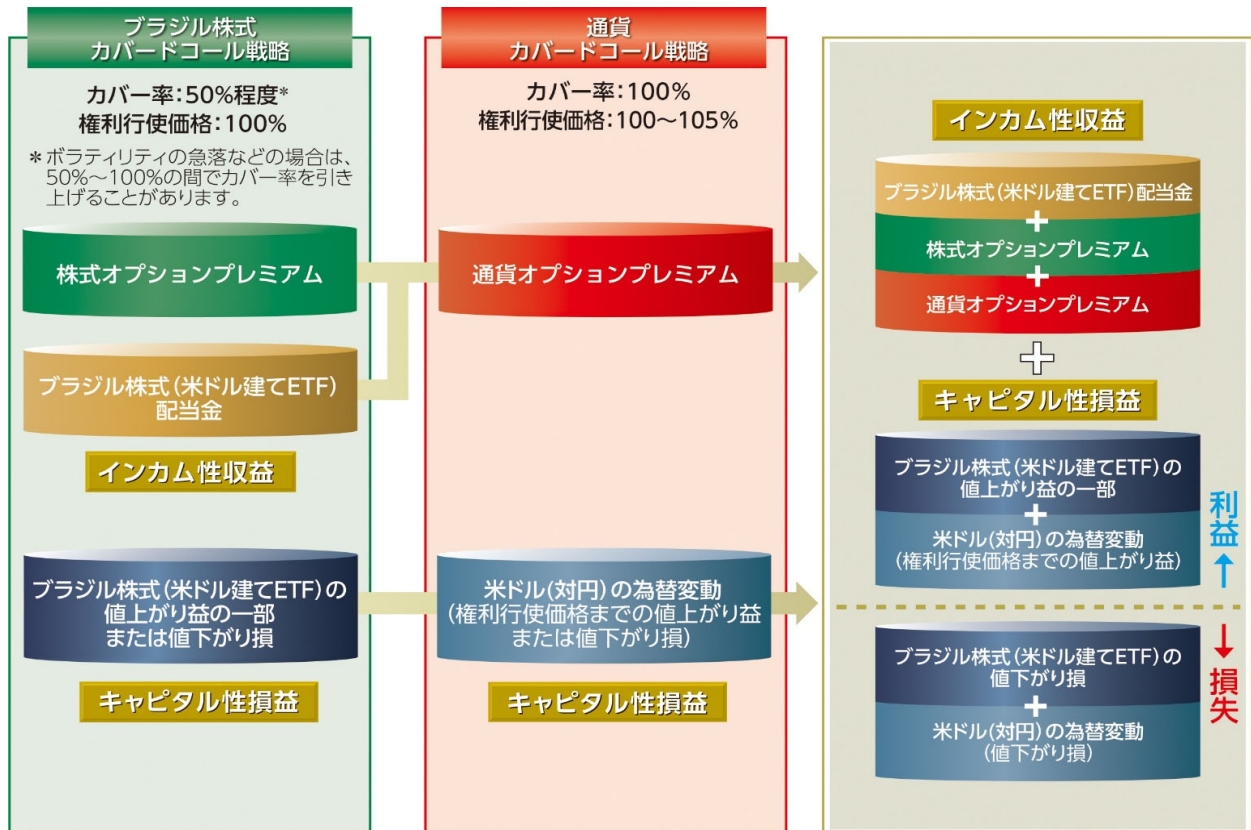
ブラジル株式(米ドル建てETF)からの配当金+ブラジル株式(米ドル建てETF)の株式オプションプレミアム+米ドル(対円レート)の通貨オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。

## ブラジル株式カバードコール戦略は

- ブラジル株式(米ドル建てETF)の上昇益の50%程度を狙います。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 米ドル建てETFは、主にブラジルリアル建て株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動だけでなく為替(米ドル/ブラジルリアルレート)の変動が内在しています。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)を原資産とする満期1か月のコールオプションを毎月売却します。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)のコールオプションの売却(外国投資信託の純資産総額に対する50%程度)を行うことにより、株式オプションプレミアムを享受し、ブラジル株式(米ドル建てETF)の値上がり益の50%程度を放棄します。

## 通貨カバードコール戦略は

- 対円で米ドルが下落(円高)した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 米ドル(対円レート)を原資産とする満期1か月のコールオプションを毎月売却します。
- 円に対する米ドルのコールオプションの売却(外国投資信託の純資産総額に対する100%)を行うことにより、通貨オプションプレミアムを享受し、権利行使価格を上回る米ドル高(円安)の為替差益を放棄します。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

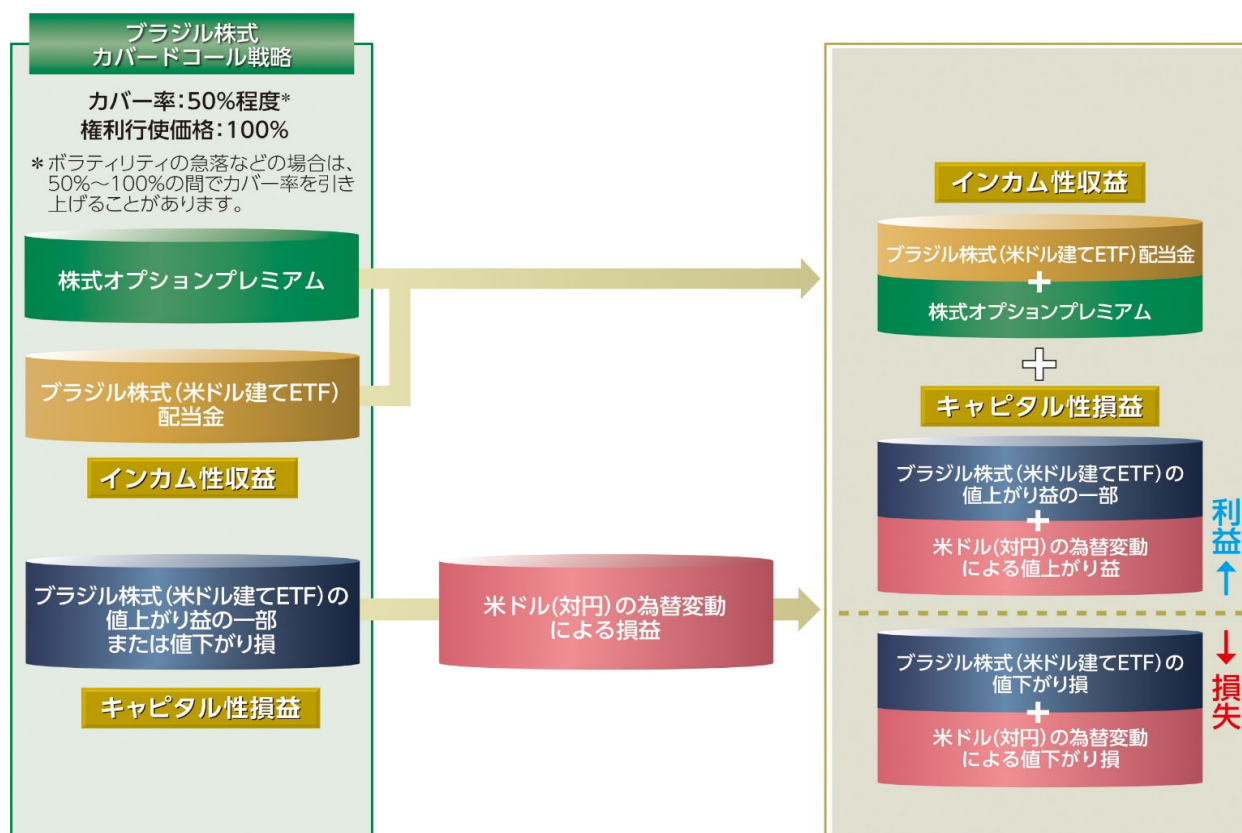
電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## シングルα・米ドルコースの概要

ブラジル株式(米ドル建てETF)からの配当金+ブラジル株式(米ドル建てETF)の株式オプションプレミアムのインカム性収益の獲得を目指します。また、円に対する米ドルの為替差益の享受を目指します。

### ブラジル株式カバードコール戦略は

- ブラジル株式(米ドル建てETF)の上昇益の50%程度を狙います。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)が下落した場合には、下落幅に応じた損失を被ることになります。
- 米ドル建てETFは、主にブラジルリアル建て株式で構成されていますので、構成銘柄の株価の変動だけでなく為替(米ドル/ブラジルリアルレート)の変動が内在しています。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)を原資産とする満期1か月のコールオプションを毎月売却します。
- ブラジル株式(米ドル建てETF)のコールオプションの売却(外国投資信託の純資産総額に対する50%程度)を行うことにより、株式オプションプレミアムを享受し、ブラジル株式(米ドル建てETF)の値上がり益の50%程度を放棄します。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



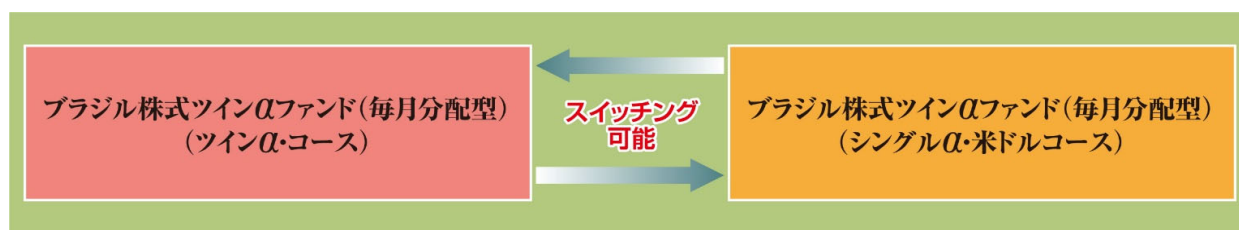
T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## スイッチングについて

各ファンド間でスイッチングが可能です。

- スwitchingとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。なおswitchingの取扱の有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



## ご留意いただきたい事項

- 本資料はT&Dアセットマネジメントが作成した販売用資料です。本資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等により作成したものです。その正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料に掲載されているグラフ、パフォーマンス等の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に掲載されている意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、株式および公社債等値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益は全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 投資信託のご購入時は、各販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。  
 したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク         | 株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的にブラジル株式(ETF)に投資しますので株価変動の影響を受けます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 為替変動リスク         | 外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。外国投資信託においては、実質的な組入資産(ブラジル株式(米ドル建てETF))について原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの影響を受けます。加えてブラジル株式(米ドル建てETF)は、主にブラジルリアル建てのブラジル株式で構成されており、米ドルに対するブラジルリアルレートの影響も受けます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| カバードコール戦略に伴うリスク | <p>(ツイン<math>\alpha</math>・コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的にブラジル株式(ETF)および米ドル(対円)のコールオプションの売却を行います。売却した各コールオプションの価値は、売却後にブラジル株式(ETF)の価格や為替レートの水準、変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。</li> <li>■ カバードコール戦略では、オプション料(プレミアム)収入を受け取る一方、ブラジル株式(ETF)の価格や米ドル(対円)がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各カバードコール戦略を行わずにブラジル株式(ETF)に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。</li> <li>■ オプション料(プレミアム)収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点のブラジル株式(ETF)の価格や為替レートの水準、変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプション料(プレミアム)収入の水準が確保できない可能性があります。</li> <li>■ カバードコール戦略において、特定の権利行使期間でブラジル株式(ETF)の価格や為替レートが下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、ブラジル株式(ETF)の値上がり益と通貨の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後当初の水準までブラジル株式(ETF)の価格や為替レートの水準が回復しても、当ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。</li> </ul> <p>(シングル<math>\alpha</math>・米ドルコース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国投資信託においては、カバードコール戦略により、担保付スワップ取引を通じて実質的にブラジル株式(ETF)のコールオプションの売却を行います。売却したコールオプションの価値は、売却後にブラジル株式(ETF)の価格や変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。</li> <li>■ カバードコール戦略では、オプション料(プレミアム)収入を受け取る一方、ブラジル株式(ETF)の価格がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を行わずにブラジル株式(ETF)に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。</li> <li>■ オプション料(プレミアム)収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点のブラジル株式(ETF)の価格や変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプション料(プレミアム)収入の水準が確保できない可能性があります。</li> <li>■ カバードコール戦略において、特定の権利行使期間でブラジル株式(ETF)の価格が下落した場合、カバードコール戦略を再構築しカバーした部分については、ブラジル株式(ETF)の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後当初の水準までブラジル株式(ETF)の価格が回復しても、当ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。</li> </ul> |
| スワップ取引に伴うリスク    | 投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受取ることで信用リスクの低減を図りますが、相手方の倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。<br>投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取り引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
 インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## その他の留意点

## ○ 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- 大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                    |                                                                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位            | 販売会社が定める単位<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                  |
| 購 入 価 額            | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                   |
| 購 入 代 金            | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                              |
| 換 金 単 位            | 販売会社が定める単位                                                                                                                                          |
| 換 金 価 額            | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額                                                                                                                   |
| 換 金 代 金            | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                   |
| 申 込 締 切 時 間        | 原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>ただし、販売会社により異なる場合があります。                                                                                    |
| 換 金 制 限            | 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金およびスイッチングの申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。                                          |
| 信 託 期 間            | 2027年4月26日まで(2014年12月19日設定)                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還            | 投資対象とする外国投資信託が存在しないこととなる場合には繰上償還されます。<br>また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となる場合があります。            |
| 決 算 日              | 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)。                                                                                                                                 |
| 収 益 分 配            | 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>販売会社との契約によっては税引き後無手数料で再投資が可能です。                                                                                 |
| 信 託 金 の 限 度 額      | 各ファンドにつき1,000億円                                                                                                                                     |
| 公 告                | 委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。                                                                                                 |
| 運 用 報 告 書          | 4月および10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                              |
| 課 税 関 係            | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 |
| 申 込 不 可 日          | 下記の申込不可日に該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申込みはできません。<br>申込不可日につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。<br>・ニューヨークの銀行またはニューヨークの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日                     |
| ス イ ッ チ ン グ        | 各ファンド間でスイッチングが可能です。<br>スイッチングの取扱いの有無および手数料等につきましては、販売会社により異なる場合があります。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                       |

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------|------|-------|-------|--------|--------|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|------|-------|--|--|--|--|
| 購入時手数料                                                                                                                                  | 購入価額に、 <u>4.4%(税抜4.0%)を上限</u> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 信託財産留保額                                                                                                                                 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                        | フ   ン   ド                                                                                                                                                                                                                                                                           | 毎日、ファンドの純資産総額に <u>年1.463%(税抜1.33%)</u> の率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                            |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>[ 運用管理費用(信託報酬)の配分 ]</b> (年率・税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <table><tr><td>純資産総額<br/>支払先</td><td>30億円以下の部分</td><td>30億円超<br/>60億円以下の部分</td><td>60億円超<br/>100億円以下の部分</td><td>100億円超<br/>500億円以下の部分</td><td>500億円超の部分</td></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.325%</td><td>0.275%</td><td>0.25%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.80%</td><td>0.90%</td><td>0.975%</td><td>1.025%</td><td>1.05%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td colspan="5">0.03%</td></tr></table> | 純資産総額<br>支払先 | 30億円以下の部分          | 30億円超<br>60億円以下の部分  | 60億円超<br>100億円以下の部分  | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超の部分 | 委託会社 | 0.50% | 0.40% | 0.325% | 0.275% | 0.25% | 販売会社 | 0.80% | 0.90% | 0.975% | 1.025% | 1.05% | 受託会社 | 0.03% |  |  |  |  |
|                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 純資産総額<br>支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 30億円以下の部分    | 30億円超<br>60億円以下の部分 | 60億円超<br>100億円以下の部分 | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超の部分            |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0.50%        | 0.40%              | 0.325%              | 0.275%               | 0.25%                |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 販売会社                                                                                                                                    | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.90%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.975%       | 1.025%             | 1.05%               |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 受託会社                                                                                                                                    | 0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| <b>[ 運用管理費用(信託報酬)の対価の内容 ]</b><br>委託会社：委託した資金の運用の対価<br>販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価<br>受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社から指図の実行等の対価 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 投資対象とする<br>外国投資信託                                                                                                                       | 外国投資信託の純資産総額に対し、年0.35%程度<br>外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                         | 実質的な負担                                                                                                                                                                                                                                                                              | <u>年1.813%(税抜1.68%)程度</u><br>ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| その他の費用・手数料                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁します。</li><li>証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</li></ul> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
 インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## ファンドの関係法人の概況

〔委託会社〕 ◇ 信託財産の運用指図等を行います。

**T&Dアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第357号

加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

〔受託会社〕 ◇ 信託財産の保管・管理業務等を行います。

**株式会社りそな銀行**

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

〔販売会社〕 ◇ 受益権の募集・販売の取扱い、換金(解約)事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。

## 販売会社の名称等

2025年4月1日現在

| 販売会社                      |              | 登録番号                | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
|---------------------------|--------------|---------------------|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 株式会社SBI証券                 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第44号  | ○       |                         | ○                       | ○                              |
| 東武証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第120号 | ○       |                         |                         |                                |
| マネックス証券株式会社               | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社イオン銀行                 | 登録金融<br>機関   | 関東財務局長(登金)<br>第633号 | ○       |                         |                         |                                |
| 委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社SBI新生銀行               | 登録金融<br>機関   | 関東財務局長(登金)<br>第10号  | ○       |                         | ○                       |                                |
| 委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社         | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第61号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 楽天証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第195号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |

※加入協会に○印を記載しています。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>